

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 月 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称
住所
フリガナ
代表者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

株式会社 岡島電設工業
〒632-0017 天理市田部町350-1
代表取締役 岡島 祐紀
TEL 0743-85-5652
FAX 0743-85-5692



(連絡先) 〒636-0302 磯城郡田原本町宮古695-1

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

TEL 0743-85-5652
FAX 0743-85-5692

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 5 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

業工設電島岡 株式会社

指定給水装置工事事業者指定申請書

〒632-0017 天理市田部町350-1

水道事業者 殿 TEL 0743-88-2095 FAX 0743-88-2095

令和 2 年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者 氏名

株式会社 岡島電設工業

〒632-0017 天理市田部町350-1

代表取締役 岡島 祐紀 印



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 オカジマ ユキ 岡島 祐紀	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	<p align="center">カブシキガイシャ オカジマデンセツコウギョウ 株式会社 岡島電設工業</p>
上記事業所の所在地	<p>郵便番号 住所 〒636-0302 磯城郡田原本町宮古695-1 TEL 0743-85-5652 FAX 0743-85-5692</p> <p>電話番号 FAX番号 メールアドレス</p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p align="center">如 右 小 野 康 雄</p>	<p align="center">第 1127 号</p>

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 2 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
1、管切断用機械器具	パイプのこぎり	スーパーソー替刃式	1	
	エンピカッター	V C - 34 E D	3	
	ディスクグラインダ		1	
	リーマ	面取り	1	
2、管加工用機械器具	パイプネジ切器	1102 R 3	1	
	パイプバイス		1	
	鉄ヤスリ	片平	1	
3、接合用機械器具	パイプレンチ		1	
	モンキーレンチ		2	
	トーチランプ	ガスボンベ式	1	
4、水圧テストポンプ	テストポンプ	T - 50 K - P	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社 岡島電設工業

〒632-0017 天理市田部町350-1

代表取締役 岡島 祐紀



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県天理市田部町 350-1
株式会社岡島電設工業

会社法人等番号	1500-01-019481
商号	株式会社岡島電設工業
本店	奈良県天理市田部町 350-1
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成26年10月2日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気工事業による施工販売業務 2 建物内外の保守管理及び清掃業務 3 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介 4 各種イベントの企画制作、施工、運営 5 一般労働者派遣事業 6 総合建設業 7 インターネットによる通信販売業務 8 セキュリティ用システム機器の販売業務 9 ウォーターサーバーの販売及びメンテナンス 10 飲料ボトル・肥料・栽培消耗品等の仕入及び販売 11 アパート・マンション・駐車場の賃貸、管理及び経営 12 包装資材と包装機器の販売 13 飲食店及び喫茶店の経営 14 貨物自動車運送事業 15 前各号に附帯する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成27年12月15日変更 平成28年 1月21日登記</p>
発行可能株式総数	1500株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 300株
資本金の額	金300万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、当会社の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 岡 島 祐 紀

奈良県天理市田部町 350-1
株式会社岡島電設工業

	<u>奈良県大和郡山市小泉町 1614 番地 2 グリーンヒル小泉 201 号</u> 代表取締役 <u>岡島 祐紀</u>	平成 27 年 12 月 15 日住所移転 ----- 平成 28 年 1 月 21 日登記
支店	1 奈良県磯城郡田原本町宮古 695-1	平成 28 年 10 月 1 日設置 ----- 平成 28 年 10 月 13 日登記
登記記録に関する事項	設立	平成 26 年 10 月 2 日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2 年 3 月 24 日

奈良地方法務局
登記官

菊池 寛之



株式会社岡島電設工業定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社岡島電設工業と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 電気工事業による施工販売業務
- 2 建物内外の保守管理及び清掃業務
- 3 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
- 4 各種イベントの企画制作、施工、運営
- 5 一般労働者派遣事業
- 6 総合建設業
- 7 インターネットによる通信販売業務
- 8 セキュリティ用システム機器の販売業務
- 9 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県天理市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、1500株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡するには、当社の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第7条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。2前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第8条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第9条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第11条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

(募集株式の発行)

第12条 募集株式の発行に必要な事項の決定は株主総会の特別決議によってする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役

(取締役の員数)

- 第17条 当会社の取締役は3名以内とする。

(取締役の選任)

- 第18条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第19条 取締役の任期はその選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

- 第20条 取締役を2名以上選任した場合は、そのうち1名を株主総会の決議により代表取締役と定め、その者を社長とする。

(報酬及び退職慰労金)

- 第21条 取締役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

- 第22条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年10月1日から翌9月30日までとする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は質権者に配当する。

(配当の除斥期間)

第24条 当社が、株主に対し、剰余金の支払いの提供をしてから満3年を経過したときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低価額)

第25条 当社の設立に際して出資される財産の最低額は、金300万円とする。
(最初の事業年度)

第26条 当社の第1期の事業年度は、当社成立の日から平成27年9月30日までとする。

(発起人)

第27条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。



奈良県大和郡山市小泉町1614番地2 グリーンヒル小泉201号
普通株式300株 岡島 祐紀

以上、株式会岡島電設工業の設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成26年9月29日

発起人 岡島 祐紀



1	平成 26 年 第 38 号
2	定 款 認 証 証 書
3	株式会社岡島電設工業の発起人岡島
4	祐紀 _____ は本定款 2 通を
5	提出し本公証人の面前において自己が _____
6	その各通につきその記名押印を自認する旨陳述した
7	
8	
9	
10	ここにこれを認証する _____
11	平成 26 年 9 月 29 日 日本職役場において
12	奈良市内侍原町 6 番地 奈良県林業会館ビル 3 階
13	奈良地方法務局所属
14	公証人 酒井 徳 矢 
15	
16	
17	 岡島電設工業株式会社 代表取締役社長 岡島 祐紀
18	業丁 奈良県 林業会館
19	
20	

公 証 人 役 場

この定款の写しは、原本に相違ありません。

令和 2年 3月 24日

ダイヒョウトリシマリヤク オカジマ ユウキ
代表取締役 岡島 祐紀
カブシキガイシャ オカジマデンセツコウギョウ
株式会社 岡島電設工業



第八二七二号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 山本 康雄

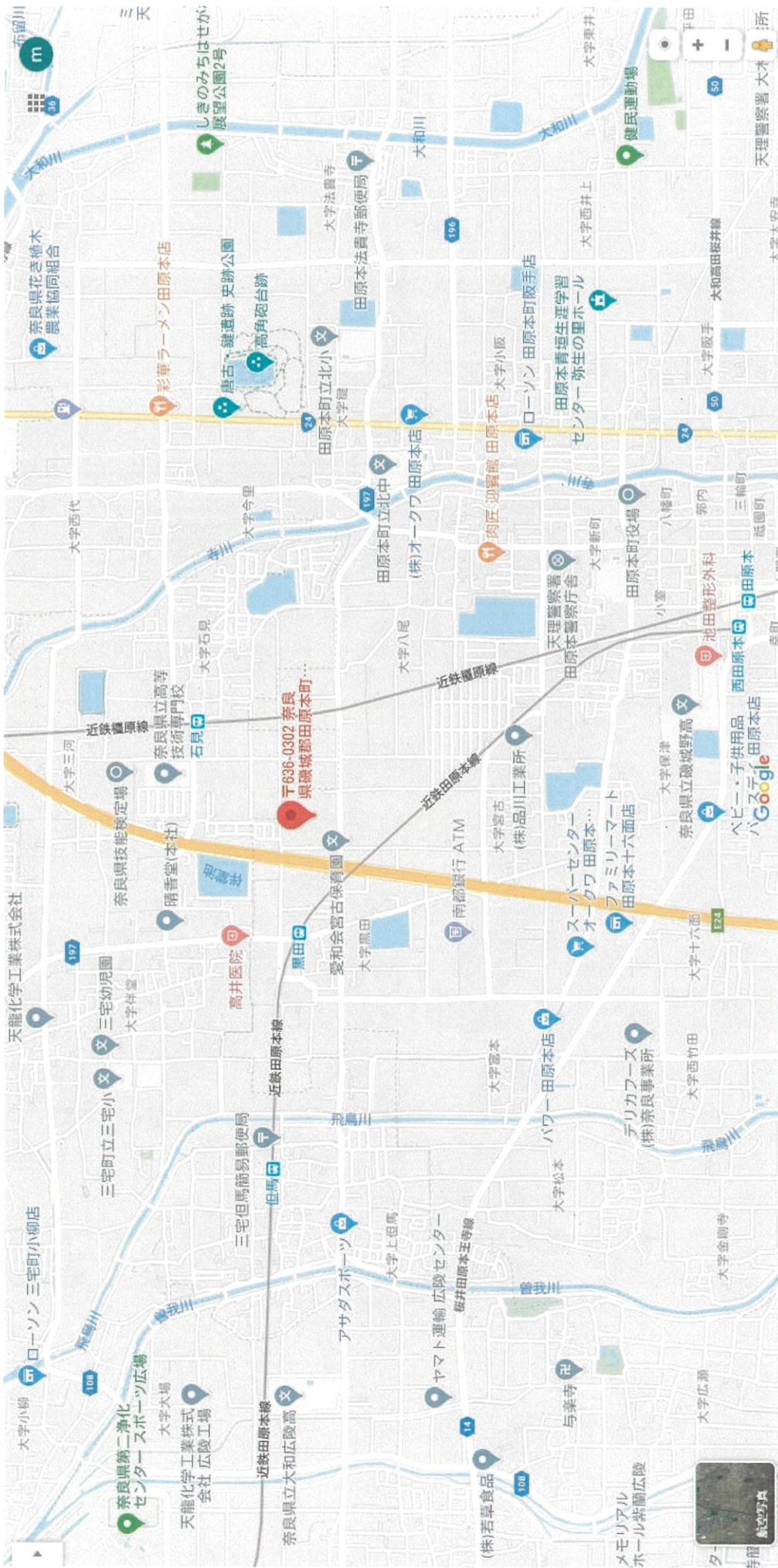
昭和四十一年二月二十四日生

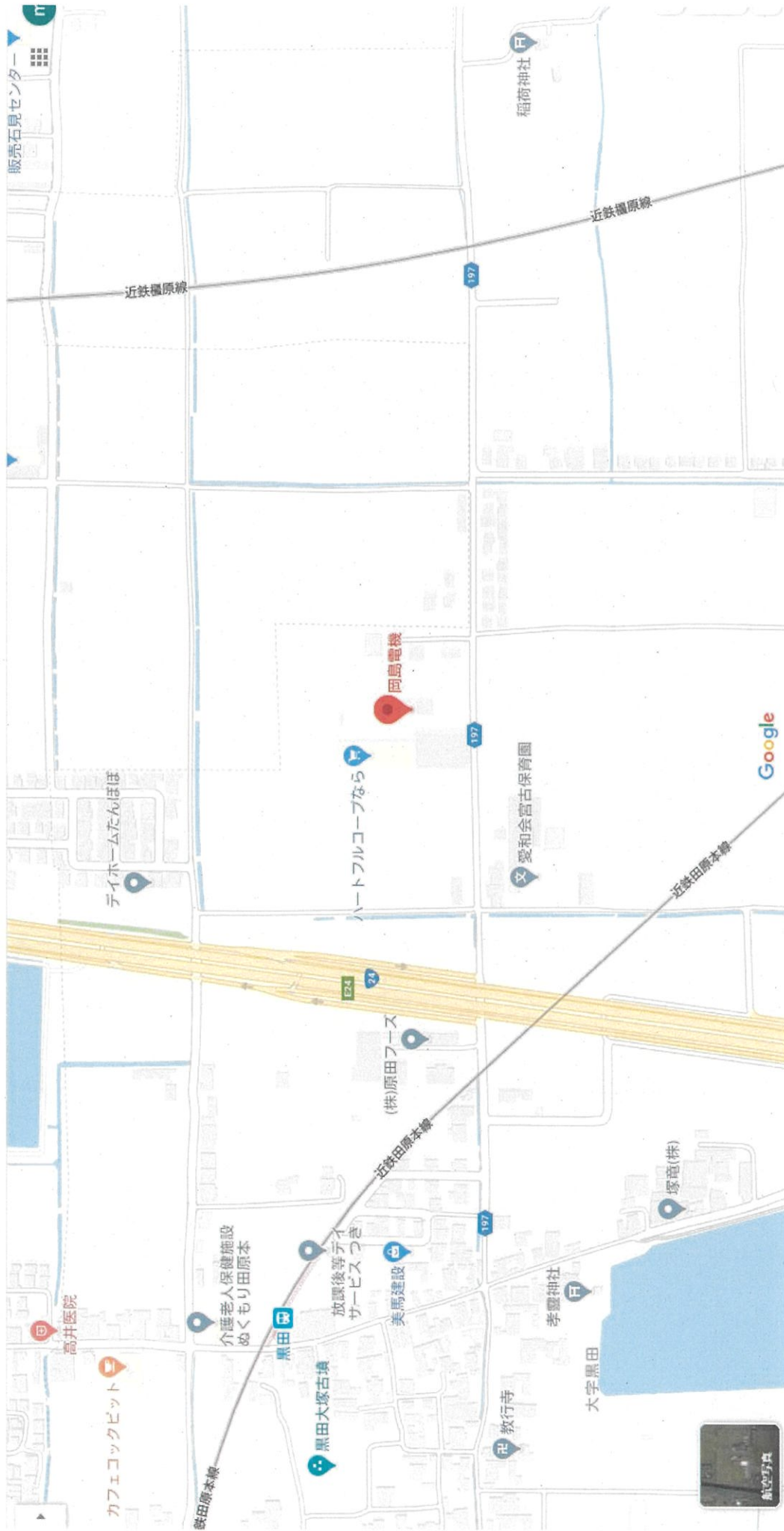
水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十六年十月十五日

厚生労働大臣 尾辻 秀久







〒636-0302 奈良県磯城郡田原...

〒636-0302 奈良県磯城郡田原... ルート

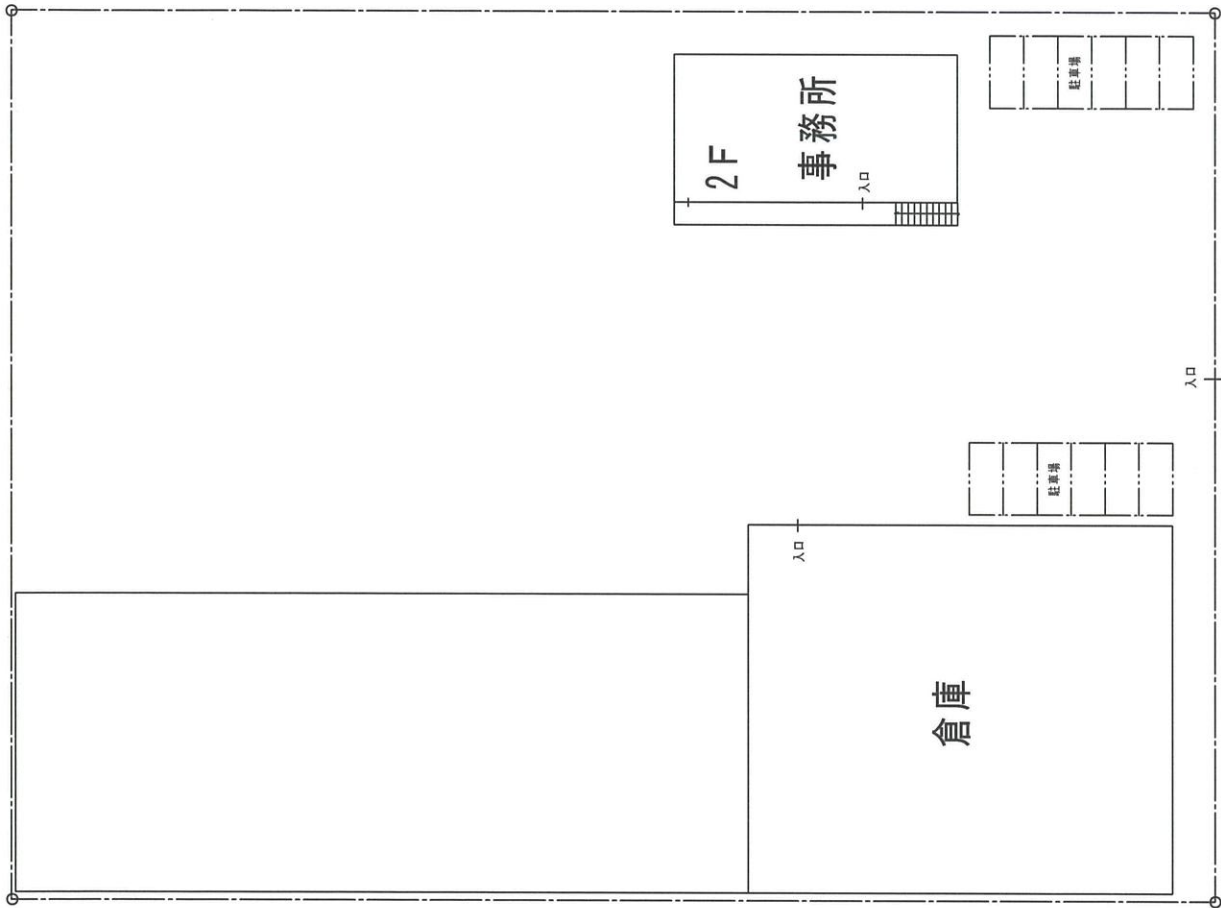
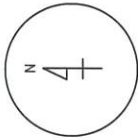
拡大地図を表示



〒636-0302 奈良
県磯城郡田原本町

197





改訂日時	訂正 改訂内容	設計	施工	承諾	株式会社 岡島電設工業 奈良県知事 許可(般-28)第 17073 号	担当	製図	工事名	*****	作成年月日	2020/00/00
					奈良県知事 許可(般-28)第 17073 号			図面名	*****	縮尺	1/
								図面番号	*****		(A3)
								No.			

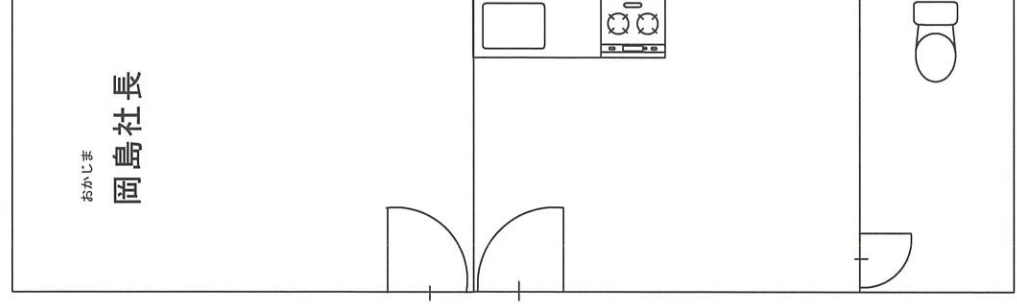
回収又は廃棄の依頼・・・設計又は施工中に改訂版が配布された場合は旧版を回収しますので返却下さい。又工事が完了後は貴社で廃棄し作業所長に連絡下さい。

入口

会議室



勝手口



おもそ 面曾 090 1592 0260	たつや 達家 090 1715 7380	むかいで 向出
まごゆき 雅之		

かくまさあき 郭昌紹 0904493 9592	もりなおや 森直弥 0805340 0100	みずもとよしひこ 水本吉彦 07017683711
-------------------------------	------------------------------	---------------------------------

もりもとよしやすけ 森本峻佑 0804481 3711	うまたいちょう 上田一郎 0701748 3711	やまもとやすお 山本康雄 09042923711
-----------------------------------	---------------------------------	--------------------------------

なかがわかずや 中川佳主也 0902358 4478	にしもとゆうや 西本裕哉 0701769 3711	まえだまさつぐ 前田雅次 09085253711
----------------------------------	---------------------------------	--------------------------------

くが 空閑 0901028 8959	うらしま 浦島統括部長 08038283711
--------------------------	-------------------------------





パイプのこぎり



エンピカッター



ディスクグラインダ





リーマ



パイプネジ切器



パイプバイス

パイプレンチ



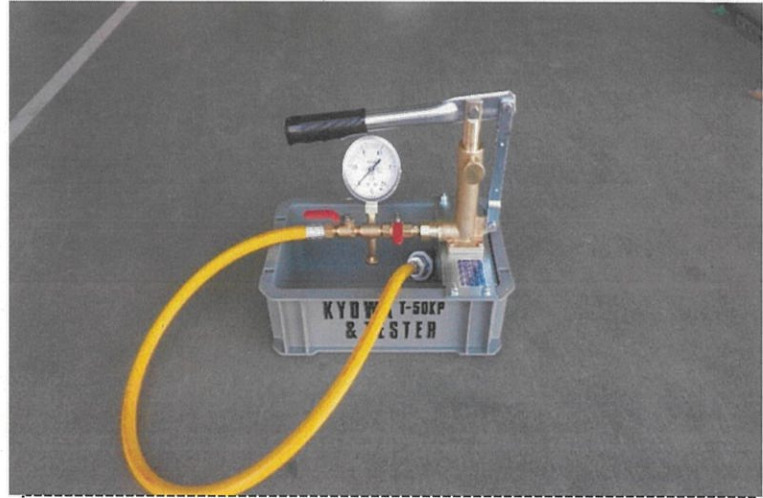
モンキーレンチ



トーチランプ



テストポンプ



パイプ材料等



継手類



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称

住所

^{フリガナ}代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

株式会社 岡島電設工業
〒632-0017 天理市田部町350-1
代表取締役 岡島 祐紀
TEL 0743-85-5652
FAX 0743-85-5692



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者(選任)解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 5 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 月 日

届出者

氏名又は名称

株式会社 岡島電設工業

住 所

〒632-0017 天理市田部町350-1

代表者氏名

代表取締役 岡島 祐紀

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	カブシキガイシャ オカジマデンセツコウギョウ 株式会社 岡島電設工業 〒636-0302 磯城郡田原本町宮古695-1	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
山本 康雄	第 11 = 7 = 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第八二七二号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 山本 康雄

昭和四十一年二月二十四日生

水道法昭和五十年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十六年十月十五日

厚生労働大臣 尾辻 秀

